



「消費税が上がる前に住宅を買おうかな」、「給料が上がらないのに消費税率が上がるなんて嫌だ」、そう思っている人が結構多いのではないかでしょうか。

消費税が2014年4月1日から8%、2015年10月1日から10%になるということは、すでに多くの人がご存じだと思います。当然、家計にも影響が出てくるわけですが、実はこの消費税率アップは、必ずしも確定というわけではないのです。



## 本当に上げるの？ 消費税増税の景気条項とは

これは、消費増税法案の中に「景気条項（附則第18条）」が含まれているためです。この景気条項とは、一体、何なのでしょうか？また、なぜこの条項は盛り込まれたのでしょうか？今回は「消費税の景気条項」に焦点をあてて解説したいと思います。

### 条件は経済の好転

この景気条項には、消費税率の引き上げは経済状況を好転させることを条件として実施すると書かれています。

されています。その具体的な条件は「2011年度から2020年度までの平均で、名目経済成長率3%程度かつ実質経済成長率2%程度」です。つまり、将来を含めて成長率に目標数字を設けることで、経済が好転しなければ消費税は引き上げないことを意味しています。仮に今後、経済状況がさらに悪化をたどるということになれば、消費税率引き上げに、待った。かかる可能性があるのです。

こうした経済状況の悪化を回避すべく、景気条項の第2項においては、成長戦略や事前防災・減災などに対し、資金を重点配分することが掲げられています。今後、消費税の引き上げ前においても、この条項を踏まえて、震災復興や防災・減災へ、公共投資が進んでいくものと想定されます。

ちなみに1995年度以降、名目経済成長率3%、実質経済成長率2%の水準を達成したのは、実

めであります。その政治的条件は、成長戦略や事前防災・減災などに対し、資金を重点配分することが掲げられています。今後、経済が好転しなければ消費税は引き上げないことを意味しています。仮に今後、経済状況がさらに悪化をたどるということになれば、消費税率引き上げに、待った。かかる可能性があるのです。



質が5回、名目に至つては皆無の状況です。その後はご承知通り、厳しい状況が続いています。果たしてこの目標が達成できるのかどうか？これは新政権の手腕にかかるといいます。2014年4月からの消費税率の引き上げには2013年10月頃の経済状況がどうなっているかが、最初の閑門になるといわれています。新政権が経済成長、円安株高にこだわっているのも、消費税増税に向けた地ならしと捉えることができます。

### なぜ盛り込まれたのか？

消費税の引き上げは家計にとても痛みを伴いますし、消費税増税自体が景気を冷やす可能性も否定できません。しかも、今年から復興特別所得税として所得税の増税が始まっています。また、欧州の債務危機や米国の財政の崖問題などを踏まえると、今後の世界経済に明るい展望が描けていたわけではありません。そのような中での消費増税が、果たして適切なのかどう



伊藤亮太  
(いとう・りょうた)  
スキラージャパン副社長  
CFP®、DCアドバイザー  
証券外務員資格など

証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラージャパンを設立。ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などの資産運用に関する講演など多方面で活躍。東洋大学経営学部非常勤講師

FP伊藤亮太のサイト <http://www.ryota-ito.jp>  
スキラージャパン <http://www.sklr-jp.com>

うか、これは、政治的にも意見のわかるところです。  
そうしたなか、消費税増税を実現するためには、反対意見を懐柔し、さらに国民の理解を得る必要があります。経済状況を踏まえて、増税をストップできるようになりた景気条項は、まさに、増税実現のための苦肉の策ともいえます。

結局のところ、消費税率引き上げのためには、デフレ脱却に道筋をしつかりつけることができるかどうかがカギを握っているといえます。デフレ脱却→物価上昇→円安→株高、輸出企業メインに業績が向上し消費上向きへ、こうした流れができるかどうか、これから1年間の経済・政治動向が注目されます。